

会 議 録

会議の名称	令和5年度 上尾市文化財保護審議会 第2回会議	
開催日時	令和6年2月7日(水) 14時00分～15時45分	
開催場所	上尾市役所 7階 教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	遠山 正博	
出席者(委員)氏名	犬飼 大、井上 肇、岸 清俊、小島 孝夫、杉山 正司	
欠席者(委員)氏名	浅野 晴樹	
事務局(庶務担当)	小田川教育総務部長、谷川教育総務部次長、角田生涯学習課長、白石主幹、長谷尾主任、長谷川主任、齋藤主任	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	報告 1 令和5年度の主な文化財保護事業の進捗について 2 八枝神社文書の調査について 議事 1 令和6年度の主な文化財保護事業の計画について 2 その他	報告 1 今年度の事業報告について了承を得た。 2 文化財指定に向け必要な調査を継続する。 議事 1 次年度の事業計画について了承を得た。 2 特になし。
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会議資料	別紙のとおり	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="font-size: 1.2em;">令和6年3月28日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>遠山正博</u></p>		

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
生涯学習課長	<p>令和5年度 上尾市文化財保護審議会 第2回会議</p> <p>1 開会</p> <p>令和5年度上尾市文化財保護審議会第2回会議を開会いたします。私は本日司会を務めます上尾市教育委員会生涯学習課長の角田でございます。どうぞよろしく願いいたします。浅野委員さんにつきましては、本日欠席という連絡をいただいております。</p>
生涯学習課長	<p>2 委員長挨拶</p> <p>それでは、次第に従い会議を進めさせていただきます。まず初めに委員長より御挨拶いただければと存じます。</p>
遠山委員長	<p><挨拶></p>
生涯学習課長	<p>3 教育長挨拶</p> <p>続きまして、西倉教育長から挨拶を申し上げます。</p>
教育長	<p><挨拶></p>
生涯学習課長	<p>教育長は次の公務のため退席させていただきます。</p> <p><教育長退席></p>
生涯学習課長	<p>それでは議事に入ります。議事進行につきましては、文化財保護条例第29条第1項の規定により、遠山委員長をお願いいたします。</p>
遠山委員長	<p>上尾市文化財保護条例第29条の2項の規定により半数の委員さんが出席していますので、この会議が成立することを報告いたします。</p> <p>傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
生涯学習課長	<p>おりません。</p>
遠山委員長	<p>4 報告</p> <p>(1) 令和5年度の主な文化財保護事業の進捗について</p> <p>それでは(1)「令和5年度の主な文化財保護事業の進捗について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><会議資料3・4ページ及び別紙①・別紙②により説明></p>
遠山委員長	<p>事務局の説明内容について、質問等がありますか。</p>
杉山委員	<p>「山崎家文書」修理の納期はいつでしょうか。</p>

事務局	<p>契約上の納期は3月31日ですが、業者からは3月中旬頃の完了と聞いております。</p>
杉山委員	<p>修理の完了まで時間がありますので、進捗を確認する中間検査を行うべきと思います。資料を表装から剥がした段階で新たな発見があったり、当初の修理計画を変更しなければならないこともあります。途中の段階で現地へ行き、修理の内容を確認してくることをお勧めします。</p>
事務局	<p>そのようにします。</p>
杉山委員	<p>もう一点、文書の曝涼について、別紙の写真では中性紙箱の中に酸性紙の茶封筒を収めているように見受けられますが、これは意味がないことです。中性紙袋に入れて中性紙箱に収めることがベストですが、全て入れ替えるには相応の時間と予算が必要となります。将来的には危険性があるということは認識しておいてください。</p>
遠山委員長	<p>「山崎家文書」の修理について補足ですが、裏打ちの後の乾燥は十分に時間を確保した方が良いと思います。カビが出たり、膠の状態によっては虫喰いが発生する恐れがあります。</p>
杉山委員	<p>修理場所の環境も関係することです。完全にお任せではなく、そういったチェックも含めて一度現地に行かれた方が良いと思います。</p>
遠山委員長	<p>最終的に資料を引き取る際も、よく状態を見てから預かるようお願いします。</p>
犬飼委員	<p>今年度、文書の曝涼ができたことは良かったです。杉山委員さんが御指摘された中性紙袋については、経費がかかることではありますが、是非検討をお願いします。また、曝涼の実施時期と期間ですが、梅雨明けの7、8月に1週間ほどかけて行うことをイメージしていましたが、どうでしょう。</p>
事務局	<p>今年度は10月のうち天気が良く湿気が少ないタイミングを見計らって曝涼を実施しましたが、次年度実施の際は、適切な時期を改めて確認して実施してまいります。</p>
遠山委員長	<p>保存封筒が酸性紙という件については、湿気によって酸性ガスが発生し資料を痛めることとなります。入れ替えの予算措置は可能でしょうか。</p>
教育総務部長	<p>近年はより予算措置が厳しくなり、多くの事業費が削られている現状もございます。皆様の御意見を元に、備品や消耗品によって対応できる</p>

<p>遠山委員長</p>	<p>ことからまずは進めてまいります。</p> <p>文化財は二度と作り直すことはできないものですので、できるだけ環境を整えて保管する必要があります。予算も逼迫しているためすぐに実行することは難しいですが、本日御意見もいただきましたので、事務局には予算規模を把握するところから、検討を始めていただきたいと思います。</p>
<p>井上委員</p>	<p>修理業務に関連してですが、発注者の仕様に基づき業務が行われ、最終的に完了報告書が提出されるということが基本ですが、適切に業務が行われているか判断するには、職員自身が専門的知識を持って臨む必要があります。また、感覚ではなく科学的根拠やエビデンスに基づいた判断をしないと、ただやっているだけになってしまいます。犬飼委員さんも御指摘された曝涼の時期についても、根拠あるデータを基にして効率よく実施していかないと、予算をかけても無駄になってしまいます。基本的なローデータを持って対応していくことを、文化財保護の基礎的な業務として継続していただきたいです。</p> <p>カラウスの修理も同様です。業者からの完了報告書なども、文化財の記録として永年保存の公文書と同様に保存して残していくんだ、という認識を持つことを是非お願いします。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>検証と記録はしっかりしていただくようお願いします。関連して質問しますが、月待供養塔の基礎の水平は取れていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>供養塔の土台と覆屋は分離しています。写真のとおり腐食によって覆屋は右側に傾いていますが、土台のコンクリート基礎も左側に少し沈んでいたため、基礎を上げて水平になるように施工しています。</p>
<p>井上委員</p>	<p>光が差し込む部分などはデリケートです。覆屋の腐食についても、湿気等のバランスでシロアリが好む環境ができてしまっているとも考えられます。常に乾いている部分や湿っている部分よりも、乾湿を繰り返す境の部分の方が劣化しやすいです。板碑自体も劣化が進んでいるかもしれないので、裏も含めて注意して確認をしてください。覆屋も建て方をよく検証することで長く使うことができ、費用の面でも少なく済みます。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>御指摘の件について、事務局はよく確認をお願いします。</p>
<p>小島委員</p>	<p>民俗資料に関して質問です。カラウスの保存修理について、年末に文化庁で専門調査会があった際に現状変更の届出が出ていることは伺っていますが、処理後の完了報告書を添えて、現状変更の完了報告をするところまで終わっていますか。</p>

事務局	完了報告まで行っております。
小島委員	<p>前回の文化財保護審議会の中で、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会からの答申内容について報告をしていただきました。この答申の内容は、短期・中期・長期と分かれています。上尾市が国から預かっている標本資料を今後どう保存していくかの指針を示したものです。</p> <p>短期の内容を見ますと、「環境調査の結果等に基づき、保存環境の改善を図ること」とあります。東京文化財研究所による環境調査の結果は、この文化財保護審議会の中では報告されていますか。</p>
生涯学習課長	8月の第1回会議の際に、答申とともに環境調査の結果を資料として配布しております。
小島委員	調査結果が文化庁に届いていないので、国は未だに最悪の保存環境だと認識しているようです。1年をかけて調査した保存環境の結果は文化庁への説明資料になるはずですが、現状では保存環境に対して何の対応もしていないという評価なので、しっかり報告していただいた方が良いと思います。
生涯学習課長	県とも調整し、早急に対応をいたします。
小島委員	答申書についても、これは教育長宛てに出したのですが、内容は文化庁の調査官には共有していた方が良いと思います。機会を見て指導に入るという話も伺っていましたが、文化庁が京都に移転したことと、震災の対応もあるので手が回らない状態です。こういう検討をして、準備態勢を整えているという市の姿勢は伝えておく必要があります。保存環境は現状ではまだ課題はありますが、一定の条件を満たしていると説明ができる内容ですので、県にも相談していただき、是非文化庁に報告をしてください。
生涯学習課長	承知いたしました。
遠山委員長	小島委員さんの御指摘の内容について、文化庁への報告はスムーズにできるよう対応を進めてください。
井上委員	答申を受けて、市としてどうするかを決めていかないといけないです。基本計画や実施計画が当然必要になりますし、これを作って初めてオーソライズされるものです。暫定的に改善できることもあります。それはレスキュー計画であって、本来あるべき姿というものも計画としてある訳です。それを明確にした計画がなくては、事業を実施しているとは言えないです。

小島委員	<p>今年度は答申の当該年度ですので、まずはここまで行ったということをごきちんとして報告していただきたいです。その上で次年度からは中期計画を考えていくこととなりますが、答申の主文の最後に「上尾市文化財保護審議会の意見を踏まえ」という文言を入れているので、この会議が議論の場となります。環境調査の結果を踏まえて、中期計画や長期計画をどうしていくのかは、次回の会議の際には示されるべきかと思えます。</p>
井上委員	<p>上尾市のローカルルールだけでは通用しないこととなりますので、議論していければと思います。</p>
遠山委員長	<p>今お二方から御意見がありました。これらのことについては、事務局とも意思疎通を図りながら、報告すべきものは報告する、計画すべきものは計画していくということでお願いしたいと思います。</p>
岸委員	<p>少し戻りますが、今回曝涼を行った文書資料の中で、外部の研究者や博物館へ貸し出しを行ったものは、今年度ありましたか。</p>
事務局	<p>歴史資料の貸し出しはございません。考古資料に関しては、他市博物館への貸し出しが1件ございました。</p>
岸委員	<p>今年度は八枝神社文書を整理していて、来年度も文書を直に見ていく機会が多いと思います。調査報告書の作成を終えた他の文書も、外部からの調査依頼によって再び内容を確認することもあります。そういったことを考えると、その年度に特に使用された文書については、曝涼の際に中身を点検していくことも必要と思います。</p> <p>この確認は本来全ての文書に対して必要ですが、その年度に多く利用があった文書や目録を取るために作業した文書は、収める場所や順番を間違えていることもあるので、所在を確認するということが念頭に置いて作業に当たっていただきたいと思えます。</p>
遠山委員長	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>ほかに御意見、御質問がなければ、報告（1）「令和5年度の主な文化財保護事業の進捗について」は、以上で終わります。</p>
遠山委員長	<p>（2）八枝神社文書の調査について</p> <p>次に、報告（2）「八枝神社文書の調査について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><別紙③により説明></p>
遠山委員長	<p>事務局の説明内容について、調査に携わっていただいている岸委員さんからも御説明をお願いします。</p>

岸委員	<p>補足をいたします。資料の「八枝神社文書内訳概要」の文書点数は、平成27年度と令和4年度に刊行した目録から算出した点数ですので、今後確認していく中で変わる可能性がありますので、現時点の点数として御覧ください。</p> <p>「(2)指定範囲」の年代については、行事の記録として「昭和四十八年五月改」の資料もありますが、資料の中には大正13年3月1日から神輿の貸出の記録が残されています。しかし、神輿の貸出記録が主なので、どろいんきょ行事そのものは、はっきりとした記述は書かれていませんので、御承知おきください。また、年代の指定範囲を「昭和50年まで」とありますが、調査報告第44集「平方のどろいんきょ」によれば、上宿の地区を挙げて行う体制が確立されるのが昭和50年となっています。そのため、昭和50年をひとつの線引きとしています。</p> <p>これについては、時代が新し過ぎるという意見もあるかもしれませんが、整理作業を通じて昭和50年がひとつの区切りではないかと考えておりますので、皆さんから御意見をいただければと思います。</p>
遠山委員長	<p>岸委員さんから補足の説明がありました。大正13年以降から記録があることは事務局も把握していますか。</p>
事務局	<p>大正期から昭和初期にかけてお獅子様を多方面に貸し出していた記録があることは確認しております。ただ、昭和初期を過ぎてからは一対一の貸出の記録が中心となり、だんだんと現在の行事の形態になっていきます。そのため、明治後半から昭和初期にかけては、当時のお獅子様行事の形態が非常によく分かる資料かと思われます。</p>
遠山委員長	<p>わかりました。年代の記述については、岸委員さんの説明とただ今の事務局の説明を加筆していただきたいと思います。</p>
井上委員	<p>指定の案件を整理事業と同じ事業で進めるのは違和感があります。過去の経緯として、一度整理された八枝神社文書の内部で入れ替えが起こり、資料総体として混乱が生じていたため、岸委員さんを中心に整理事業が始まったのだと記憶しています。指定を見据えていたとしても、この事業自体は文書整理事業ですので、報告書が刊行されて完結したものと思います。</p>
岸委員	<p>文書の整理は完了していますが、指定に向けた行事内容の把握などは継続しています。</p>
井上委員	<p>整理事業を終え、指定を見据えた次の段階の事業に移っている訳です。今回の報告で指定方針や範囲について説明がありましたが、この場で議論をしていかなければならないことだと思います。</p>

	<p>文書の指定の場合は「～家文書」という家単位の指定や、時代や内容に即した指定などがありますが、この八枝神社文書はどういう形で進めていくか、まず整理する必要があります。「八枝神社文書」や「福田家文書」として幅広く指定していく方法もありますが、「八枝神社の歴史」や「お獅子様行事」など、別々の指定をするという方法もあります。</p> <p>もちろん年代はどこかで切らざるを得ないものですが、一括指定が適切かどうか、書画・典籍類を含めるかどうかなども、整理して議論していく必要があると思います。</p>
岸委員	<p>整理事業からは一歩進み、指定のための具体的な議論をこの場でしていければと考えています。</p>
井上委員	<p>まず素案を提示していただき、指定名称案やその理由の説明がなされないと議論ができません。令和6年度第1回会議で諮問するとありますが、議論すべき事項や課題を整理しないと、そこまで進めていけないのではと思います。</p>
生涯学習課長	<p>整理事業の結果に関することが報告事項でございましたが、今後の指定についても合わせて説明してしまいましたので、ただ今の井上委員さんの御指摘になったのかと思います。</p> <p>諮問につきましては、まず事務局案に基づいて諮問した後であっても、議論によって指定の範囲などが変わっていく可能性はありますので、その段階で御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>教育委員会から諮問を受けた内容を180度変えることは現実的にはできません。若干の修正や専門的な見地からの訂正はあると思いますが、方向性を大きく変えるような事態は避けるべきですので、文書の概要や指定理由を整理していただくことが先と思います。</p>
生涯学習課長	<p>指定まで期限を設けている訳ではありませんので、井上委員さんから御指摘いただきましたように、諮問の前にもう一度御意見を伺い、内容を整えた上で諮問していくようにいたします。事務局としても議論の叩き台はまだ整っていませんので、本日の審議事項からは外させていただきます。</p>
遠山委員長	<p>八枝神社文書整理事業としましては、別紙資料1ページの内容で報告事項といたします。今後の指定に向けては、事務局は予定より遅れてもいいですから内容の吟味を優先していただくようお願いいたします。市の文化財ですので、焦らず議論を重ねてきたいと思いますので、皆様御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ほかに御意見、御質問がなければ、報告(2)「八枝神社文書の調査について」は、以上で終わります。続いて議事に移ります。</p>

<p>遠山委員長</p>	<p>5 議事 (1) 令和6年度の主な文化財保護事業の計画について それでは(1)「令和6年度の主な文化財保護事業の計画について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><会議資料5・6ページにより説明></p>
<p>遠山委員長</p>	<p>事務局の説明内容について、質問等がありますか。八枝神社文書の指定については、先ほどの議論のとおりといたします。</p>
<p>井上委員</p>	<p>事業内容が教育委員会の重点施策と整合しているかは、常に意識して取り組んでください。限られた人員をどう配分するかも変わると思いますので。</p> <p>公文書管理条例について、公文書の主管課は総務課ということですが、これまでは年度いっぱい廃棄となった文書や、永年保存の見直しによって継続しなくなった文書から選別した公文書を歴史資料として収集していたと思います。新たに特定歴史公文書という位置づけとなると、どうなるのでしょうか。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>井上委員さんが仰ったように、生涯学習課が保管している公文書は一度廃棄になった文書ですので本来であれば存在しないものですが、歴史的価値があるであろうということで収集してきたものです。今回の公文書管理条例の制定に当たっては、文書主管課である総務課とこの扱いについては協議を行いました。公文書管理条例に基づく特定歴史公文書というのは、現用文書が歴史的に必要なだからそのまま残されていくという概念となります。生涯学習課が収集してきた文書は廃棄文書ですので、これは歴史資料として教育委員会での裁量で所管できないかという協議もしましたが、最終的には公文書として一体で管理していくことになりました。現在、文書全体をどう取り扱っていくかについて、協議をしながら整理している状況です。</p>
<p>井上委員</p>	<p>これまで廃棄文書から歴史的に価値がある文書を選別して収集してきた訳ですが、管理された文書に戻るとということですか。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>今までは将来的な市史編さんのために必要という理由で収集してきましたが、条例が施行されると公開の対象にもなりますので、文書を整理し、公開に堪え得るような状態にしていく必要があります。</p>
<p>井上委員</p>	<p>人件費などの予算措置は総務課がしていくのでしょうか。今まで生涯学習課が収集してきたために現在の体制任せになる可能性もあります。保管場所の確保なども総務課が考えていくべきことと思います。</p>

生涯学習課長	生涯学習課としても、そのように考えております。
井上委員	後々事業に影響してくることもありますので、内部のことですが、整理の仕方には注意してください。
遠山委員長	令和6年4月1日から公文書管理条例が施行されるとのことですが、私見を交えず公正に文書が残されていくということでしょうか。
生涯学習課長	定められた基準に合致した文書が保存されていきます。その保存を決めるのは基本的には各所属になりますが、主観だけの判断とならないよう総務課が作成する手引きに基づき整理されていくこととなります。
遠山委員長	行政では3、4年で職員が異動してしまいます。専門職を置くという考え方はあるのでしょうか。
生涯学習課長	条例の直接の所管課ではないのではっきりとは言えませんが、当然考えていかないと、長い目では弊害や問題が大きいと思います。
遠山委員長	世間では公文書の廃棄が後々問題になるということも聞きますので、よく検討していただければと思います。
小島委員	<p>「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業について、次年度の事業計画に挙がっている内容は日常的な管理業務です。答申で言うところの中期計画が始まっていくという前提で、計画期間に何を進めていくか、初年度はどうしていくかについては、次年度第1回の会議では御説明いただきたいと思います。</p> <p>答申書では、「中期的には、現在の文化財資料室では、保存環境の改善や保管スペースの確保、防火・防犯対策に限界があるため、市の公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、既存施設も活用しながら保存環境の充実を図ること。」と明言しております。これに対して教育委員会が具体的にどう対応していくかが、事業計画の中では本来書かれるべきことと思います。</p>
遠山委員長	小島委員さんからの御指摘について、事務局はいかがでしょう。
生涯学習課長	小島委員さんの仰る通りです。
井上委員	ベースになるのは文化財の保存があってこそ活用できるということですから。保存活用事業も、保存と活用は別に考えるべきです。今年度は展示コーナーができたという成果がありますので、保存活用事業としては100点になってしまいますが、保存と活用を分けて考えれば、保存の点数

<p>遠山委員長</p>	<p>はかなり低いと思います。基本計画や実施計画を文書としてまとめないと、庁内でオーソライズされていないことになり、これまで積み上げきた実績も評価できなくなってしまう。昨年の環境調査の結果はそう悪い結果ではなかったようですが、今の状態は把握できていますか。やるべき業務を整理して、事業を実施していく必要があると思います。</p> <p>文化財は取り戻すということができませんので、保管の体制も含めて長期的な視野を持つ必要があります。</p> <p>他に質問はございますか。</p>
<p>犬飼委員</p>	<p>公文書管理条例制定の準備が進行しているという話ですが、県内では志木市に続いて2例目ですので、先駆的と評価して良いと思います。これに関連して、旧6か町村の旧役場文書や旧大谷農協文書の文化財指定も考えていってよいと思います。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>昭和30年代の合併前の役場文書の取り扱いについてですね。特に上平・原市・大石は多く残っていたと記憶しています。</p>
<p>犬飼委員</p>	<p>全体で4万4千点ほどあります。分量的にも内容的にも貴重な資料だと思います。</p>
<p>井上委員</p>	<p>旧大谷農協文書も犬飼委員さんの努力で整理を終えていますので、先ほどの八枝神社文書と同じく、今後は資料価値を見出していく作業になると思います。次の指定候補として、専門の委員さんを中心に、事務局が価値を整理して議論していくことが今後必要ですね。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>事務局は専門の委員さんとともに、今後の指定候補として整理をしていくようお願いします。</p>
<p>小島委員</p>	<p>上尾の摘田・畑作用具の保管室の防火について、下の階の給食室は止められないことは以前確認しましたが、ガスを使わず電化製品だけで運用することができれば、一つの対応として説明ができます。現実的には火力の問題で難しいとは思いますが、技術的に対応していくということも検討していただければと思います。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>担当課に確認させていただきます。</p>
<p>井上委員</p>	<p>消火器の設置や防災訓練の実施などの対応も必要だと思います。</p>
<p>遠山委員長</p>	<p>機材や電気設備の変更などを踏まえると予算的には高額になると思いますが、確認をお願いします。</p>

井上委員	古い建物であれば電気系統が老朽化している可能性もありますので、注意してください。
岸委員	自然学習館についてですが、入館者数はカウントをしていますか。
生涯学習課長	館の方でチェックをしております。
岸委員	新たに摘田のコーナーができましたので、今後の人数の変動も把握していけるといいですね。
遠山委員長	ほかに御意見、御質問がなければ、議事（１）「令和６年度の主な文化財保護事業の計画について」は、以上で終わります。
遠山委員長	（２）その他 最後に「その他」について、事務局からお願いします。
事務局	事務局からは特にございませぬ。
遠山委員長	以上で本日の議事は全て終了しました。これにて議長の役を降りさせていただきます。御協力ありがとうございました。
生涯学習課長	遠山委員長には長時間にわたり議長を務めていただき、ありがとうございました。また、委員の皆様には、慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。
生涯学習課長	６ 閉会 「閉会」にあたりまして、委員長職務代理者の岸委員に閉会のことばをいただきたいと存じます。
岸委員	<閉会のことば>
生涯学習課長	ありがとうございました。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。 以上で令和５年度上尾市文化財保護審議会第２回会議を閉会といたします。